

令和4年

上尾市教育委員会5月定例会
議案資料

目 次

議案第 2 1 号 資料	1
議案第 2 2 号 資料	3
議案第 2 9 号 資料	4
議案第 3 0 号 資料	1 3
議案第 3 1 号 資料	3 2

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
 「△△△」を削る場合・・・△△△ →取消線&斜体字
 ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市立学校設置条例

(昭和39年上尾市条例第11号)

【改正要旨】

1、上尾市立平方幼稚園の設置規定を令和4年9月30日をもって削除するもの。

(設置)

第1条 本市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、同法第1条に定める~~幼稚園~~、小学校及び中学校を設置する。

(名称及び位置)

第2条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) ~~幼稚園~~

名称	位置
上尾市立平方幼稚園	上尾市大字平方1346番地1

(2) 小学校

名称	位置
1 上尾市立上尾小学校	上尾市仲町一丁目11番46号
2～22 略	

(3) 中学校

名称	位置
1 上尾市立上尾中学校	上尾市愛宕三丁目23番34号
2～12 略	

●上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例

(平成27年上尾市条例第12号)

【改正要旨】

1、上尾市立平方幼稚園の設置規定の削除に伴い、規定を廃止するもの。
 2、規定の廃止後も、規定の廃止前に上尾市立幼稚園で受けた特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育に対する利用者負担額の徴収については、なお廃止前の規定を適用させる経過措置を設けるもの。

~~(趣旨)~~

~~第1条 この条例は、上尾市立幼稚園の利用者負担額（上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年上尾市条例第27号）第13条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。~~

~~(定義)~~

~~第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。~~

~~(利用者負担額の徴収)~~

~~第3条 市長は、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが法第27条第1項若しくは第28条第1項第1号の規定~~

~~により特定教育・保育（教育に限る。）を受けたとき、又は法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが法第28条第1項第3号の規定により特別利用教育を受けたときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から利用者負担額を徴収する。~~

~~2 前項の利用者負担額は、1月につき、法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第3号に規定する政令で定める額を限度として教育委員会規則で定める額とする。この場合において、月の途中において、入園し、又は退園した場合におけるその月の利用者負担額は、日割計算により算定した額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。~~

~~3 市長が徴収する利用者負担額の納期限は、毎月末日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。~~

~~（利用者負担額の減免又は徴収の猶予）~~

~~第4条 市長は、教育・保育給付認定保護者が次の各号のいずれかに該当することにより利用者負担額の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、当該利用者負担額の全部又は一部について減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。~~

~~（1）当該年度において所得が著しく減少したため、生活が著しく困難となったとき。~~

~~（2）災害等により著しい損害を受けたとき。~~

~~（3）前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。~~

~~（委任）~~

~~第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。~~

●上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

（昭和43年上尾市条例第7号）

【改正要旨】

1、上尾市立平方幼稚園の設置規定の削除に伴い、規定を整理するもの。

（目的）

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（略）第4条第1項の規定に基づき、市立学校（市立の幼稚園、小学校及び中学校をいう。以下同じ。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の法第3条に規定する補償（略）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

議案第22号 資料

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

(学校教育部学校保健課)

1 提案理由	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額を引き上げるもの																							
2 内容	<p>介護補償の額（月額）を引き上げる。（第7条の2第2項関係）</p> <table border="1" data-bbox="443 544 1378 770"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 544 619 607"></th> <th colspan="2" data-bbox="619 544 810 607">常時介護を要する場合</th> <th colspan="2" data-bbox="810 544 1378 607">随時介護を要する場合</th> </tr> <tr> <th data-bbox="443 607 619 669"></th> <th data-bbox="619 607 810 669">最高限度額</th> <th data-bbox="810 607 1002 669">最低保障額</th> <th data-bbox="1002 607 1193 669">最高限度額</th> <th data-bbox="1193 607 1378 669">最低保障額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 669 619 719">改正前</td> <td data-bbox="619 669 810 719">171,650円</td> <td data-bbox="810 669 1002 719">73,090円</td> <td data-bbox="1002 669 1193 719">85,780円</td> <td data-bbox="1193 669 1378 719">36,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 719 619 770">改正後</td> <td data-bbox="619 719 810 770">171,650円</td> <td data-bbox="810 719 1002 770">75,290円</td> <td data-bbox="1002 719 1193 770">85,780円</td> <td data-bbox="1193 719 1378 770">37,600円</td> </tr> </tbody> </table>					常時介護を要する場合		随時介護を要する場合			最高限度額	最低保障額	最高限度額	最低保障額	改正前	171,650円	73,090円	85,780円	36,500円	改正後	171,650円	75,290円	85,780円	37,600円
	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合																					
	最高限度額	最低保障額	最高限度額	最低保障額																				
改正前	171,650円	73,090円	85,780円	36,500円																				
改正後	171,650円	75,290円	85,780円	37,600円																				
3 施行期日	公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）																							

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
「△△△」を削る場合・・・△△△ →取消線&斜体字
ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市民体育館管理規則

(昭和55年1月18日教育委員会規則第2号)

【改正要旨】

1、利用料金の減免に関する規定の整理を行うもの。

(利用の許可の申請)

第2条 (略)

2 前項本文の申請書は、利用しようとする日の属する月の~~2箇月~~2月前の月の初日から利用しようとする日の前3日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に事情があると認めた場合は、この限りでない。

(指定管理者による利用料金の額についての承認申請)

第9条 指定管理者は、利用料金の額について条例第15条第4項の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金承認申請書(第9号様式)により、~~を~~教育委員会に~~申請提出~~しなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 条例第16条の規定による~~利用料金の減額又は免除~~教育委員会の承認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより~~より~~これを行うものとする。

~~(1) 市又は教育委員会が主催する行事等に利用する場合 免除~~

~~(2)(1) 心身障害者(児)団体が主催する行事等に利用する場合~~ ~~5割減額~~ 2分の1に相当する額の減額の承認

~~(3)(2) 前2号前号に掲げる場合のほか、指定管理者~~教育委員会が特に必要があると認める場合 ~~5割減額又は免除~~ 2分の1に相当する額の減額又は免除の承認

2 (略)

(指定管理者による利用料金の減免についての承認申請)

第11条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第16条の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書(第11

号様式) により、~~を~~教育委員会に~~申請提出~~しなければならない。

(利用料金の返還の~~額等~~申請)

~~第12条~~ 条例第17条ただし書の規定により返還する利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる利用料金の返還を受けようとする者は、上尾市民体育館利用料金返還申請書(第12号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

~~(1) 条例第17条第1号の場合 既納の利用料金の全額~~

~~(2) 条例第17条第2号の場合 既納の利用料金に指定管理者が利用することのできなくなった理由等を勘案してその都度教育委員会の承認を得て定める割合を乗じて得た額~~

~~2 条例第17条ただし書の規定による利用料金の返還を受けようとする者は、上尾市民体育館利用料金返還申請書(第12号様式)を指定管理者に提出しなければならない。~~

第9号様式(第9条関係)

上尾市民体育館利用料金承認申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

所在地

指定管理者の名称

上尾市民体育館条例第15条第3項の規定により利用料金の額を次のとおり定めることについて、同条第4項の規定により承認を受けたいので申請します。

第9号様式(第9条関係)

上尾市民体育館利用料金承認申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

所在地

指定管理者の名称

トル



上尾市民体育館条例第15条第3項の規定により利用料金の額を次のとおり定めること
について、同条第4項の規定により承認を受けたいので申請します。

第11号様式(第11条関係)

上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

所在地

指定管理者の名称

上尾市民体育館条例第16条第1項の利用料金を次のとおり(減額・免除)することについて、承認を受けたいので申請します。

第11号様式(第11条関係)

上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

所在地
指定管理者の名称

トル



上尾市民体育館条例第16条第1項の利用料金を次のとおり(減額・免除)することについて、承認を受けたいので申請します。

改 正 案

第12号様式(第12条関係)

上尾市民体育館利用料金返還申請書

(宛先)

指定管理者

申請年月日 _____ 年 月 日

団体名(登録番号) _____

代表者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

上尾市民体育館の利用料金の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日					
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	予定人数	利用料金
1					
2					
3					
4					
5					
返還を受けようとする理由				合計利用料金	
利用料金	既に納付された利用料金の額		返還される利用料金の額		
備 考					

第12号様式(第12条関係)

上尾市民体育館利用料金返還申請書

(宛先)

指定管理者

申請年月日 _____ 年 月 日

団体名(登録番号) _____

代表者

住 所 _____

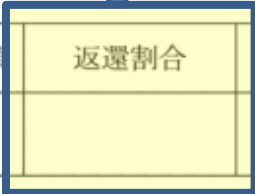
氏 名 _____

電話番号 _____

上尾市民体育館の利用料金の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日						
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	予定人数	利用料金	
1						
2						
3						
4						
5						
返還を受けようとする理由					合計利用料金	
利用料金	既に納付された利用料金の額		返還割合	返還される利用料金の額		
備 考						

トル



【 白紙 】

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
「△△△」を削る場合・・・~~△△△~~ →取消線&斜体字
ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市平塚サッカー場管理規則

(平成18年1月30日教育委員会規則第4号)

【改正要旨】

- 1、令和5年4月1日より、指定管理者に上尾市平塚サッカー場の管理を行わせるにあたり、利用の許可の申請等を指定管理者に行うものとする等の規定の整備を行うもの。
- 2、休場日の変更や臨時に休場日を定めること等は、教育委員会の承認を得て指定管理者が行うこととなるが、この教育委員会の承認を行う権限を教育長に委任する規定に改めるもの。(附則第3項関連)

(利用の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、上尾市平塚サッカー場利用許可申請書(第1号様式)を、許可に係る事項を変更しようとする者は、上尾市平塚サッカー場利用変更許可申請書(第2号様式)を~~上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)~~ **条例第11条に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)**に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から利用しようとする日の前3日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に事情があると認めた場合は、この限りでない。

(許可書等の交付)

第3条 条例第4条第1項の許可は、上尾市平塚サッカー場利用許可書兼領収書(第3号様式) ←又は上尾市平塚サッカー場利用変更許可書兼領収書(第4号様式)を当該申請者に交付して行うものとする。

(造作等の制限)

第4条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、利用のため平塚サッカー場の施設に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、~~教育委員会~~ **指定管理者**の承認を受けなければならない。

(販売行為等の禁止)

第5条 平塚サッカー場内においては、物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ~~教育委員会~~ **指定管理者**の許可(物品の販

売及び宣伝その他これらに類する行為が地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を必要とする場合にあっては、教育委員会の当該許可）を受けた場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、前項ただし書の許可をするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

（~~使用料の納期~~利用料金の納付）

第6条 条例第8条の~~使用料~~第14条第1項の規定による利用料金の納付は、第3条の規定による許可書の交付と同時に納付するものとする、これを行わなければならない。

（指定管理者による利用料金の額についての承認申請）

第7条 指定管理者は、利用料金の額について条例第14条第4項の承認を受けようとするときは、上尾市平塚サッカー場利用料金承認申請書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（~~使用料~~利用料金の減免）

第78条 条例第9条第15条の規定による~~使用料の減額又は免除~~教育委員会の承認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによるよりこれを行うものとする。

~~（1）市又は教育委員会が主催し、又は国、県若しくはそれらの関係団体等と共催する事業を推進するために利用する場合~~ 免除

~~（2）市又は教育委員会が共催し、又は構成団体の一員となって実施する事業を推進するために利用する場合（前号に該当する場合を除く。）~~ 2分の1に相当する額の減額

~~（3）~~（1）心身障害者（児）団体が主催する行事を行うために利用する場合 2分の1に相当する額の減額 **の承認**

~~（4）~~（2）前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 2分の1に相当する額の減額又は免除 **の承認**

2 条例第9条第15条の規定による~~使用料~~利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市平塚サッカー場~~使用料~~利用料金減額・免除申請書（第56号様式）を教育委員会指定管理者に提出しなければならない。

~~（使用料の還付）~~

~~第8条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。~~

~~(1) 条例第10条第1号の場合 全額~~

~~(2) 条例第10条第2号の場合 教育委員会がその都度定める割合~~

~~2 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、上尾市平塚サッカー場使用料還付申請書（第6号様式）を教育委員会に提出しなければならない。~~

(指定管理者による利用料金の減免についての承認申請)

第9条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第15条の承認を受けようとするときは、上尾市平塚サッカー場利用料金減額・免除承認申請書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(利用料金の返還の申請)

第10条 条例第16条ただし書の規定による利用料金の返還を受けようとする者は、上尾市平塚サッカー場利用料金返還申請書（第8号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(委任その他)

~~第9~~**11条** 条例及びこの規則に定めるもののほか、平塚サッカー場の管理に関し必要な事項は、~~上尾市教育委員会教育長が定める~~条例第12条に規定する指定管理者が行う管理の業務の範囲のうちにある事項については指定管理者が教育委員会の承認を得て定め、その他の事項については教育委員会が別に定める。

改 正 案


第1号様式(第2条関係)

第1号様式(第2条関係)

上尾市平塚サッカー場利用許可申請書		許可第 _____ 号	
		年 _____ 月 _____ 日	
(宛先) 指定管理者			
ふりがな 団 体 名 _____ 登 録 番 号 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ T E L (_____) _____			
次のとおり利用したいので申請します。			
利用日時	年 _____ 月 _____ 日 (_____ 日 曜)	午前1 午前2 午後 夜間1 夜間2	_____ 時から _____ 時まで
会場責任者	住 所 _____	氏 名 _____	TEL(_____) _____
利用施設	サッカー場(全面・半面)		
利用区分	一般・学生	児童・生徒	
増利用料金 該当の区分	市内利用、市外 利用の区分 市内利用・市外 利用	入場料金の徴収の有無及び徴収する場合の最高 の入場料金 有(_____ 円)・無	
夜間照明設備 の利用	時間(全点灯・1/2点灯)		
備 考			

基本利用料金	増利用料金	合計利用料金					
円	円	円					
減免(有・無)	納付額						
円	円						
		処 理 欄					
		<table border="1" style="width: 100%; height: 30px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>					

第1号様式(第2条関係)


上尾市平塚サッカー場利用許可申請書		許可第 号					
		年 月 日					
(宛先) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">上尾市教育委員会</div>  指定管理者		ふりがな 団 体 名 _____ 登 録 番 号 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ T E L () —					
次のとおり利用したいので申請します。							
利用日時	年 月 日 (日 曜)	午前1 午前2 午後 夜間1 夜間2	時から 時まで				
会場責任者	住 所	氏 名	TEL() —				
利用施設	サッカー場 (全面 ・ 半面)						
利用区分	一般・学生	児童・生徒					
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">増使用料</div> 該 当の区分 ↓ 利用料金	市内利用、市外 利用の区分 市内利用・市外 利用	入場料金の徴収の有無及び徴収する場合の最高 の入場料金 有(円)・無					
夜間照明設備 の利用	時間 (全点灯 ・ 1 / 2 点 灯)						
備 考							
基本 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">使用料</div>	増 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">使用料</div>	合計 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">使用料</div>					
利用料金 円	利用料金 円	利用料金 円					
減免(有・無)		納付額					
円		円					
処 理 欄							
<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>							

改 正 案

第2号様式(第2条関係)

上尾市平塚サッカー場利用変更許可申請書	許可第 _____ 号		
年 月 日			
(宛先) 指定管理者			
ふりがな 団 体 名 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ T E L () —			
次のとおり利用変更したいので申請します。			
利用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 _____ 号
利用年月日	年 月 日	利用施設	
変 更 事 項	変 更 前		変 更 後
変 更 理 由			
備 考			

第2号様式(第2条関係)

上尾市平塚サッカー場利用変更許可申請書		許可第	号
		年	月 日
(宛先)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">上尾市教育委員会</div>  指定管理者	ふりがな	
		団体名	_____
		住所	_____
		氏名	_____
		TEL()	—
次のとおり利用変更したいので申請します。			
利用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
利用年月日	年 月 日	利用施設	
変更事項	変更前		変更後
変更理由			
備考			

改正案

第3号様式(第3条関係)

許可第 号
上尾市平塚サッカー場利用許可書兼領収書
年 月 日

団体名又は氏名 _____
住 所 _____
代表者の氏名 _____
電 話 番 号 _____

次のとおり利用を許可します。

指定管理者 印

利 用 施 設					
利 用 日 時					
利 用 目 的					
利 用 区 分	全面・片面				
	市内・市外	利用予定人員	人		
入 場 料 の 徴 収 の 有 無	有(円)・無				
夜 間 照 明 設 備 の 利 用	時間(全点灯・1/2点灯)				
備 考					

基本利用料金	円	増利用料金	円	合計利用料金	円	
減免(有・無)		円	納付額			円
			上記の金額を領収しました。			

第3号様式(第3条関係)
第3号様式(第3条関係)

許可第 号
上尾市平塚サッカー場利用許可書兼領収書
年 月 日

団体名又は氏名 _____
住 所 _____
代表者の氏名 _____
電 話 番 号 _____

次のとおり利用を許可します。

指定管理者

印

上尾市教育委員会

印

利 用 施 設				
利 用 日 時				
利 用 目 的				
利 用 区 分	全面・半面			
	市内・市外	利用予定人員		人
入場料の徴収の有無	有(円)・無			
夜間照明設備の利用	時間(全点灯・1/2点灯)			
備 考				

基本使用料 利用料金 円	増使用料 利用料金 円	合計使用料 利用料金 円
減免(有・無) 円	納付額 円	
上記の金額を領収しました。		

改正案

第4号様式(第3条関係)

許可第 号

上尾市平塚サッカー場利用変更許可書兼領収書

年 月 日

団体名又は氏名 _____
 住 所 _____
 代表者の氏名 _____
 電話番号 _____

次のとおり利用変更を許可します。

指定管理者 印

利用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
利用年月日	年 月 日	利用施設	
変更事項	変 更 前		変 更 後
変更理由			
利用条件			

基本利用料金	増利用料金	合計利用料金
円	円	円
減免(有・無)	納付額	
円	円	
		上記の金額を領収しました。

第4号様式(第3条関係)

許可第 号
上尾市平塚サッカー場利用変更許可書兼領収書
年 月 日

団体名又は氏名 _____
住 所 _____
代表者の氏名 _____
電 話 番 号 _____

次のとおり利用変更を許可します。

指定管理者 印

上尾市教育委員会
印

利用許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
利 用 年 月 日	年 月 日	利 用 施 設	
変 更 事 項	変 更 前		変 更 後
変 更 理 由			
利 用 条 件			

基本使用料 利用料金 円	増使用料 利用料金 円	合計使用料 利用料金 円
減免(有・無) 円	納付額 円	
		上記の金額を領収しました。

第5号様式(第7条関係)

上尾市平塚サッカー場利用料金承認申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

所在地

指定管理者の名称

上尾市平塚サッカー場条例第14条第3項の規定により利用料金の額を次のとおり定めることについて、同条第4項の規定により承認を受けたいので申請します。

第5号様式(第7条関係)

上尾市平塚サッカー場使用料減額・免除申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

ふりがな

団 体 名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

T E L () -

次のとおり使用料の減額・免除を受けたいので申請します。

利用日時	年 月 日 (曜)	午前1 午前2 午後 夜間1 夜間2	時から 時まで
会場責任者	住所	氏名	TEL () -
利用目的			利用予定人員 (人)
利用施設	サッカー場(全面・半面)		
減額・免除の理由			
減額・免除の別及び金額		減額(円)・免除	
備考			処理欄

第8号様式(第8条関係)

上尾市平塚サッカー場利用料金減額・免除申請書

年 月 日	
(宛先)	指定管理者 ふりがな 団体名 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ T E L () —
次のとおり利用料金の減額・免除を受けたいので申請します。	
利用日時	年 月 日 (曜)
	午前1 午前2 午後 夜間1 夜間2
	時から 時まで
会場責任者	住所 氏名 TEL () —
利用目的	利用予定人員 (人)
利用施設	サッカー場(全面・半面)
減額・免除の理由	
減額・免除の別及び金額	減額(円)・免除
備考	処理欄 _____

第6号様式(第8条関係)

上尾市平塚サッカー場使用料還付申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

ふりがな

団 体 名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

T E L () -

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

利用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
利用年月日	年 月 日	利用施設	
会場責任者	住所	氏名	TEL () -
利用目的			利用予定人員 (人)
還付理由			

第7号様式(第9条関係)

上尾市平塚サッカー場利用料金減額・免除承認申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

所在地

指定管理者の名称

上尾市平塚サッカー場条例第15条の規定により利用料金を次のとおり(減額・免除)することについて、承認を受けたいので申請します。

新設案

第8号様式(第10条関係)

上尾市平塚サッカー場利用料金返還申請書

年 月 日			
(宛先)	指定管理者		
ふりがな 団 体 名 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ T E L () —			
次のとおり利用料金の返還を受けたいので申請します。			
利用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
利 用 年 月 日	年 月 日	利 用 施 設	
会 場 責 任 者	住所	氏名	TEL () —
利 用 目 的	利用予定人員 (人)		
返 還 理 由			
利 用 料 金	既 に 納 付 さ れ た 利 用 料 金 の 額	返 還 さ れ る 利 用 料 金 の 額	

●上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(平成22年3月25日教育委員会規則第4号)

(委任事務)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。

(1)～(8) (略)

~~(9) 特別の事情があるときにおいて、上尾市平塚サッカー場の休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めること。~~

(9) 上尾市平塚サッカー場に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 事情により休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めるとの指定管理者からの申出を承認すること。

イ 事情により利用時間を変更するととの指定管理者からの申出を承認すること。

(10)～(11) (略)

【 白紙 】

議案第31号資料

歳出補正予算事項別明細書

歳出

(款) 9 教育費 (項) 2 小学校費

単位：千円

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			一般財源	節・説明 区分	補正額 (累計)	事業概要	補正額 (累計)
		特定財源							
		国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	57,039 (1,413,706) (1,470,745)	0	0	0	57,039	10需用費 光熱水費	57,039 57,039 (268,274)	(教育総務課) ○小学校管理運営事業 10需用費	57,039 (1,162,829) 57,039 (402,556)
計	57,039 (1,501,102) (1,558,141)	0	0	0	57,039				

(款) 9 教育費 (項) 3 中学校費

1 学校管理費	26,181 (634,948) (661,129)	0	0	0	26,181	10需用費 光熱水費	26,181 26,181 (120,858)	(教育総務課) ○中学校管理運営事業 10需用費	26,181 (485,316) 26,181 (197,868)
計	26,181 (702,020) (728,201)	0	0	0	26,181				

(款) 9 教育費 (項) 5 社会教育費

2 公民館費	8,021 (191,461) (199,482)	0	0	0	8,021	10需用費 光熱水費	8,021 8,021 (27,299)	(生涯学習課) ○公民館管理運営事業 10需用費	8,021 (114,993) 8,021 (37,049)
3 図書館費	3,071 (374,405) (377,476)	0	0	0	3,071	10需用費 光熱水費	3,071 3,071 (10,638)	(図書館) ○図書館施設管理事業 10需用費	3,071 (36,220) 3,071 (12,460)
計	11,092 (751,336) (762,428)	0	0	0	11,092				

(款) 9 教育費 (項) 6 保健体育費

単位：千円

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節・説明		事業概要 補正額 (累計)
		特定財源			一般財源	区分	補正額 (累計)	
		国県支出金	地方債	その他				
3 共同調理場運営費	4,152 (342,567) (346,719)	0	0	0	4,152	10需用費 光熱水費	4,152 4,152 (40,955)	(中学校給食共同調理場) ○中学校給食共同調理場管理運営事業 4,152 (64,911) 10需用費 4,152 (48,223)
計	4,152 (1,537,259) (1,541,411)	0	0	0	4,152			